

## 北区役所新庁舎建設基本・実施設計業務委託に係る 簡易公募型プロポーザルの選定結果について

新潟市は、北区役所新庁舎建設基本・実施設計業務委託に係る受託者選定にあたり、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案書の提出を求め、9者から提案をいただきました。北区役所新庁舎建設基本・実施設計業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し審査した結果、下記のとおり最優秀者及び優秀者を特定しましたので公表いたします。

### 記

#### ■選定結果

##### 【最優秀者及び優秀者】

最優秀者	新潟市建築設計協同組合	総合評価得点	441点
優秀者	株式会社 基設計	総合評価得点	363点

#### ■選定委員会の日時

1次審査	平成29年	8月	29日(火)	13時00分～16時30分
2次審査	平成29年	9月	4日(月)	10時00分～17時00分

#### ■選定委員会 委員名簿

委員長	飯野 晋	新潟市 北区長
委員	倉島 敏弘	北区自治協議会 会長
委員	山崎 敬雄	北区役所新庁舎基本構想検討会議 座長代理（元）
委員	寺田 貴美代	新潟市豊栄地区公民館運営審議会 議長
委員	黒野 弘靖	新潟大学工学部建設学科准教授
委員	大屋 秀樹	豊栄地区公民館長
委員	石川 淑朗	新潟市 建築部 公共建築第2課長

#### ●評価方法について

選定委員会において、1次審査及び2次審査を行い、「最優秀者」等を特定しました。

##### ・1次審査

事務局が①「事務所の能力」と②「担当チームの能力」について、選定委員が③「業務実施方針」と④「課題に対する提案」について評価を行い、事務局と選定委員の評価点を合算し、評価点の上位4者を1次審査通過者として選定しました。

##### ・2次審査

技術提案説明及びヒヤリングを受けて再度評価を行いました。選定委員は③「業務実施方針」と④「課題に対する提案」を再度評価し、これに⑤「取り組み意欲」を加え評価を行いました。なお、①「事務所の能力」と②「担当チームの能力」の評価点については、1次審査と同じ評価点とし、事務局と選定委員の2次審査評価点合計が最高の者を「最優秀者」、次点を「優秀者」として特定しました。

## ■選考の経緯・審査内容

選定委員7名による選定委員会において、各提案者の技術提案書について、評価基準に則り、公正かつ客観的に評価を行いました。

各提案者共に多様な技術提案があり大変優秀な提案でありましたが、課題に対する提案、業務実績、技術職員の経験・能力等の各項目について、総合的に審査した結果、総合評価点数の最も高かった新潟市建築設計協同組合を最優秀者、株式会社 基設計を優秀者としました。

最優秀者については、事務所の能力・担当チームの能力に関して提案者のうち最も高い評価でした。また、業務実施方針、課題に対する提案、取り組み意欲全てにおいて選定委員会で高く評価されました。オニバスをモチーフにしたデザイン計画や、吹抜空間による近隣の施設と呼応する建物の表情など、区の一体感を生み出し、北区のシンボルとなる可能性のある提案や、4つの広場と4方向の出入り口をもつ計画でまちをつなげる提案が独創的かつ的確であると評価されました。業務実施方針では区民から丁寧に意見を聞き、その考え方を設計に反映させる姿勢が評価されました。

優秀者については、事務所の能力・担当チームの能力、施設の長寿命化に関する配慮事項、取り組み意欲が評価されました。

最後に、応募者の皆様には多大なる労力をおかけし、優れた貴重な提案をいただきましたことに心からお礼申し上げます。

平成29年9月5日

北区役所新庁舎建設基本・実施設計業務委託  
受託者選定委員会  
委員長 飯野 晋

## 北区役所新庁舎建設基本・実施設計業務委託 受託者選定委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、北区役所新庁舎建設基本・実施設計業務委託について、簡易公募型プロポーザル方式による受託者の選定を厳正かつ公正に行うため、北区役所新庁舎建設基本・実施設計業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

(掌握事務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審査及び評価を付与し、当該業務にふさわしい受託者を特定する。

- ① 選定の評価項目及び評価基準の決定
- ② 技術提案書の評価
- ③ その他必要と認めるもの

(委員)

第3条 選定委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

(委員長)

第4条 選定委員会は委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(選定委員会)

第5条 選定委員会は委員長が召集する。

- 2 選定委員会は委員の過半数の出席によって成立する。

(意見の聴収)

第6条 委員長が、必要があると認めるときは、委員以外の市職員を出席させ、説明を求め、又は意見の聴収をすることができる。

(事務局)

第7条 選定委員会の庶務を行わせるため、事務局を建築部公共建築第1課に置く。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この設置要領に定めるもののほか、設置委員会の運営に関して必要な事項は、別に委員長が定める。